

滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金（以下「補助金」という）は、新事業への意欲のある県内で事業活動を行う中小企業者等が滋賀県の承認や認定を受けた事業について、事業化・市場化段階にある事業を自ら行う場合に、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、県内で事業活動を行う中小企業者等の創意ある向上発展を図り、もって県経済の健全な発展に資することを目的とし、補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者および第5項に規定する組合等（以下「中小企業者等」という。）のうち、別表1に掲げるものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、別表2に掲げる補助対象事業のうち、知事が適当と認める事業とする。

2 補助対象経費の区分、補助率および補助限度額は、別表3のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業計画書（別記様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第5条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の審査にあたっては、別に定める審査会の意見を聴かななければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書（別記様式第2号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類等は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 第4条に基づき提出した添付書類のうち、提出後に変更のあった書類。
- (3) 補助金交付申請額に関する算式「補助金所要額－消費税および地方消費税に係る仕入控除額＝補助金交付申請額」を記載した書類、ただし、補助金交付申請書の欄外に記載してもよい。

3 第1項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助事業者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除額を減額するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとする時は、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、第1号においては変更承認申請書（別記様式第4-1号）、第2号においては、中止（廃止）承認申請書（別記様式第4-2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容または、経費の配分を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

2 前項ただし書きに規定する補助事業の経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、次の各号に定めるいずれかの場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費（補助金交付申請書に添付される事業計画書別紙1－2の補助事業に要する経費。以下同じ。）の配分のうち、経費区分毎の20%以内の額の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分のうち、経費区分毎の20%を超える額の変更をしようとする場合で、当該変更額が10万円以内の場合
- (3) 補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延報告書（別記様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を10月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、または第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から20日を経過した日、または翌年度4月5日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（別記様式7－1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書に添付すべき書類等は、次のとおりとする。

- (1) 決算総表（別記様式第7－2号）
- (2) 補助事業経費明細（別記様式第7－3号）
- (3) 事業実績書（別記様式第7－4号）

3 第1項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払および精算払の請求)

第13条 補助事業者が補助金の概算払または精算払を受けようとするときは、補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理等についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得または効用が増加した財産(以下「取得財産等」という)について、その台帳(別記様式第9号)を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを処分する場合は、取得財産等の処分承認申請書(別記様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(実施結果の企業化)

第18条 補助事業者は、第3条第1項の事業区分の内、新商品等市場化事業に係る補助事業について、実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書(別記様式第11号)を知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告書に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に出願もしくは取得した場合またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合は、遅滞なく産業財産権等取得等届出書(別記様式第12号)により知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、第18条第2項の報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した組合等または中小企業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業に交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(成果の発表)

第21条 知事は、必要があると認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表させることができる。

(標準事務処理期間)

第22条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第7条の規定による補助金の交付の決定は、第6条の規定による申請を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
- (2) 第9条の規定による補助事業の計画変更の申請があったときは、申請を受け付けた日から30日以内に変更の承認を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第12条の規定による実績報告を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

付 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則 この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業者

1. 一般枠

次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 補助対象事業を実施しようとする前年度以前に知事が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認をした中小企業者等であって、当該経営革新計画に従って本県において事業を行おうとするもの

- (2) 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱（平成18年4月1日商工観光労働部長決裁）第3条第1項に基づくチャレンジ計画の認定を受けた中小企業者であって、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けて開発した成果について、その事業化を図ろうとするもの

2. サービス産業振興特別枠

上記1の一般枠の要件を満たす者のうち、承認または認定を受けた計画に従って行う事業が（1）健康・福祉サービス分野、（2）集客・観光サービス分野、（3）ビジネス支援サービス分野、（4）情報サービス（IT）分野のいずれかのサービス分野に属する者で、当該事業がサービス産業発展の道標となる先導的な取り組みと認められるもの

別表 2

補助対象事業

1. 新商品等市場化事業

(1) 新商品・新技術・新役務の市場化に関する事業

ア 新商品・新技術・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業

イ 新商品・新技術の商品化のためのデザイン等の改善事業

ウ 新商品・新技術・新役務の求評事業

(2) その他新商品等市場化事業として知事が適当と認めた事業

2. 販路開拓事業

(1) 展示会への参加

販路開拓のための展示会等への参加

(2) 調査・広報等

ア 販路開拓等に関する調査、指導、研修事業

イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業

(3) その他販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

別表 3

補助対象経費および補助率

事業区分	経費区分	補助対象経費内容
新商品等 市場化事 業	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	原材料費、機械装置等購入費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料
	委託費	コンサルタント費、製造・改良等委託費、産業財産権等取得委託費、試験分析等委託費
販路開拓 事業	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	展示会等出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、広告宣伝費、通訳・翻訳料、受講料、保険料
	委託費	コンサルタント費、市場調査費、品質検査費
補助率等	補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は500千円以上3,000千円以内とする。ただし、補助金の交付は、補助対象事業者の事業あるいは計画期間につき、1回限りとする。	

別記

様式第 1 号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

連絡担当者（役職名、担当者氏名、電話番号、FAX番号）

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金事業計画書

滋賀県市場化ステージ支援事業補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第 4 条の規定により下記のとおり提出します。

記

1. 補助事業の内容 : 別紙 1 補助事業計画書のとおり
2. 実施計画名および事業区分 :
3. 資本金（または出資金） :
4. 従業員数（または構成員数） :
5. 補助金申請額 :

添付書類

1. 以下の（1）または、（2）（それぞれ計画書を含みます。）
 - （1）中小企業等経営強化法による知事の承認書の写し
 - （2）滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱に基づく知事の認定書の写しと、その認定に基づき実施した滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付決定通知書の写し
2. 補助事業内容に関する補足説明資料
3. 企業概要の分かる書類（パンフレット等）
4. 定款の写し
5. 損益計算書および貸借対照表（直近期末分）
6. 県税すべてに未納がないことを証する納税証明書（写し）
7. 役員名簿（法人または団体の場合）
8. 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 1 - 4）
9. 実施主体が任意グループの場合
 - （1）任意グループの規約（共同で承認または認定を受けた計画実施に関する規約、組織図）
 - （2）代表者選任方法および意志決定方法
 - （3）補助事業実施等に対する責任の所在（正副各 1 者記載のこと）
 - （4）参加企業概要（参加企業毎の所在地、代表者、資本総額、従業員数、主たる生産品目・生産額、本事業における役割分担、現有施設（土地・建物等主要設備等、企業略歴に係る資料、既存パンフレット等でも可）

申請者	名 称 :	資本金 :	千円
	代 表 者 :	(出資金)	
	経理担当 :	従業員 :	人
	住 所 :		
	電 話 :		
実施計画名	(具体的内容が分かる計画名を記載)		
具体的事業内容	新商品等市場化事業 : <u>実施担当者 (部門)</u>		
	販路開拓事業 : <u>実施担当者 (部門)</u>		
事業の必要性	(波及効果等を記載)		
補助金の交付を受けた実績	(過去5年間の実績を記入)		
事業の実施日程	開始予定	交付決定日	
	完了予定	平成 年 月 日	
外部への委託	委託機関、企業名 :		
	委託内容 :		
委嘱する技術者 又は専門家の氏 名及び職業	氏名 (所属) :		
	職業 :		
主要な事業の 実施時期			

別紙 1 - 2

経費配分

(単位：円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額	備考 (専門家、展示会名、委託先等)
新市場 商品化等事業	謝金 旅費 事業費 委託費				
	小計				
販路 開事 拓業	謝金 旅費 事業費 委託費				
	小計				
	合計				

補助金相当額の手当方法 (補助金が支払われるまでの資金)	補助金申請額 (円) :		備考
	内訳 (円)		
	自己資金 :		
	借入金 :		
	その他 :		

別紙 1 - 3 - 1 (新商品等市場化事業)

実施計画名							
経費積算明細書 (円)							
経費区分		内 容	数量 数 単位	単 価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	補助金 申請額
謝 金	専門家謝金						
	小計						
旅 費	専門家旅費						
	職員旅費						
	小計						
事 業 費	原材料費						
	機械装置等購入 費						
	印刷製本費						
	資料購入費						
	通信運搬費						
	借損料						
	小計						
委 託 費	コンサルタント 費						
	製造・改造等委 託費						
	産業財産権等取 得委託費						
	試験分析等委託 費						
	小計						
合 計							

別紙 1 - 3 - 2 (販路開拓事業)

実施計画名		経費積算明細書 (円)					
経費区分		内 容	数量 数 単位	単 価	補助事業に 要する経費	補助対 象経費	補助金 申請額
謝 金	専門家謝金						
	小計						
旅 費	専門家旅費						
	職員旅費						
	小計						
事 業 費	展示会等出展料						
	会場整備費						
	印刷製本費						
	資料購入費						
	通信運搬費						
	借損料						
	広告宣伝費						
	通訳・翻訳料						
	受講料						
	保険料						
小計							
委 託 費	コンサルタント 費						
	市場調査費						
	品質検査費						
	小計						
合 計							

誓 約 書

(あて先)

滋賀県知事

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

別記

様式第2号

滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）（印）

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業について、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金 金
円 を交付されるよう、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第6条および滋賀県補助金等交
付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則
第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立
てを行いません。

関係書類

1. 補助事業計画書
2. 添付書類のうち、変更のあつた書類

補助金交付申請額に対する算式

補助金所要額－消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額＝補助金交付申請額

別記

様式第3号

平成 年 月 日
番 号

補助事業者および代表者 様

滋賀県知事

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業およびその内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった平成年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業に要する経費の配分および配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費区分毎の実支出額に滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項の補助率を乗じて得た額または、配分された経費に対応する補助金の額のいずれか低い額の合計額とする。
5. 補助事業の実施にあたっては、規則および交付要綱の定めに従わなければならない。
6. 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らねばならない。
7. 補助金に係る消費税および地方消費税に係る相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

別記

様式第4-1号(変更の場合)

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事 あて

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る
補助事業の経費の配分および内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業(内容・経費の配分)を別紙4-1のとおり変更したいので、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第9条第1号の規定により、承認を申請します。

市場化ステージ支援事業変更理由、変更内容書

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 事業の内容

① 新商品等市場化事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

② 販路開拓事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
新市場商品化等事業	謝金 旅費 事業費 委託費							
	小計							
販路開拓事業	謝金 旅費 事業費 委託費							
	小計							
	合計							

(注1) 委託する場合には、備考欄に委託先名を記入すること。

(注2) 補助事業の内容の変更の場合であって、経費の配分に変更の生じないときは、この表は作成しなくてよい。

別記

様式第4-2号（中止または廃止の場合）

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事

あて

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業を下
記の理由により中止（廃止）したいので、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第9条第2号
の規定により、承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名

2. 理由

3. 中止の期間（廃止の時期）

別記

様式第5号

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事 へ

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に
係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業に係る事故について、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容および原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行および完了の予定

(注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。

2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

別記

様式第6号

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事

あて

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金
に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業の遂行状況について、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. (単位：円)

事業区分	補助金 交付決定 通知年月日	補助金 交付決定 通知額	概算払年月日	概算払金額

2. 補助事業の遂行状況

(実施の状況の経過、今後の計画等の詳記)

別記
様式第7-1号

平成 年 月 日

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金実績報告書

滋賀県知事 へ

申請者 住所
事業所名
代表者
(職)
(氏名・印)

平成 年 月 日付け 第 号で滋賀県市場化ステージ支援事業補助金の交付決定の通知があった平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業について、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績の関係書類を添えて報告します。

関係書類

1. 決算総表
2. 補助事業経費明細
3. 事業実績書

別記
様式第7-2号

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金決算総表

住所
補助事業者および代表者氏名

補助金所要金額 - 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

事業区分	補助金 交付決定 年月日	補助金 交付決定 通知額	概算払 年月日	概算払 金額	実績に 基づく 補助金額
------	--------------------	--------------------	------------	-----------	--------------------

1. 新商品等市場化事業

2. 販路開拓事業

合 計

(注) 事業区分のうち、実施する事業についてのみ記載すること。

補助金振込先 金融機関名

支店名 (支店番号)

預金種別 (当座・普通)

口座番号

口座名義人

口座名義人 (カナ登録)

別記

様式第7-3号

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る補助事業経費明細書

住所

氏名（法人等にあつては名称および代表者氏名）

（単位：円）

事業区分	経費区分	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助対象経費	補助金申請額	備考 <small>（専門家、展示会名、委託先等）</small>
新市場 商品化 等事業	謝金 旅費 事業費 委託費					
	小計					
販路 開事 拓業	謝金 旅費 事業費 委託費					
	小計					
	合計					

別記

様式第7-4号

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る補助事業実績書

名 称			
代 表 者			
住 所			
T E L		業種名	
構成員、従業員数			

1. 事業内容等

(1) 新商品等市場化事業を実施した場合

- ① 実施計画名
- ② 事業実施担当者の氏名及び職業
- ③ 事業内容
 - 具体的内容
 - 実施場所
 - 実施期間
 - 委嘱した技術者又は専門家の氏名及び職業
- ④ 委託した場合
 - 委託先
 - 委託契約日、委託期間
 - 委託の具体的内容

(2) 販路開拓事業を実施した場合

- ① 実施計画名
- ② 事業実施担当者の氏名及び職業
- ③ 事業内容
 - 具体的内容
 - 実施場所
 - 実施期間
 - 委嘱した専門家の氏名及び職業
- ④ 委託した場合
 - 委託先
 - 委託契約日、委託期間
 - 具体的内容

(注1) 事業ごとに一葉作成のこと。

(注2) 事業ごとに内容の具体的に分かる報告書を作成のこと。

別記

様式第8号

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事

あて

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る
消費税および地方消費税に係る額の確定に伴う報告書

滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税および地方消費税に係る額の確定に伴う補助金に係る消費税
および地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3-2）

円

（注）1. 別紙として精算の内訳を添付すること。

2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税および地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

別記

様式第9号

取得財産等管理台帳（ 年度）

実施計画名：

事業区分：

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	保管場所	備考

（注）

1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が交付要綱第17条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載してもよい。ただし単価が異なる場合は、区分して記載すること。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

別記
様式第 10 号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 あて

住所
補助事業者および代表者氏名 印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業に関し、補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得資産の品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

別記

様式第11号

平成 年 月 日
番 号

滋賀県知事

あて

住所

補助事業者および代表者氏名

印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金に係る企業
化状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業
に関し、平成 年度の企業化状況について、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第1
8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施結果の企業化等の有無

- | | | |
|---|---|---|
| (1) 補助事業の実施結果の企業化 | 有 | 無 |
| (2) 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
種類（番号および産業財産権等の種類）
内容
相手先および条件（譲渡、実施権設定の場合） | 有 | 無 |
| (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

(注) 以下の欄は、企業化等が有の場合記入すること。

計画名	企業・組合等名称	補助金確定額	補助事業に		本年度までの		前年度までの補	
			係る本年度	控除額	補助事業に	基準納付額	助事業に係る県	本年度納付額
			収 益 額		係る支出額		への累積納付額	

別記
様式第12号

番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 へ

住所
補助事業者および代表者氏名 印

平成 年度滋賀県市場化ステージ支援事業補助金
に係る産業財産権等取得等届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、滋賀県市場化ステージ支援事業補助金交付要綱第19条の規定により届け出ます。

記

1. 種類（番号および産業財産権等の種類）
2. 内容
3. 相手先および条件（譲渡、実施権の設定の場合）